

令和6年度 放課後児童クラブ 入会申込みについて

放課後児童クラブとは

保護者等が昼間、就労等で自宅にいないご家庭の小学生児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図るものです。

入会の要件

① 西条市内の小学校に在籍しており、保護者（18歳以上65歳未満の同居家族を含む）が「入会を必要とする理由」に該当すること。*同居とは、世帯分離・同じ敷地の2世帯住宅や離れ住宅を含みます。

② 前年度までの保護者負担金に滞納がないこと（継続入会の方）

申込方法 *現在利用中・休会中の方でも自動継続にはなりませんので、毎年度申請が必要です。

提出書類

- ① 児童クラブ入会申込書 ② 同意書兼誓約書
- ③ 保護者（18歳以上65歳未満の同居家族含む）の「入会を必要とする理由」を証する証明書

入会を必要とする理由		提出する証明書等
就労	会社等に常勤、パート等で勤務、内職	就労証明書
	自営業、農業、漁業の中心者	就労証明書と下記①～④のいずれかを添付
	自営業、農業、漁業の協力者	就労証明書と下記①～⑤のいずれかを添付
出産（産前産後2か月）		母子健康手帳の表紙、予定日記入欄の写し
病気等		診断書、身体障害者手帳等の写し
親族等長期入院等の介護、看護		介護・看護状況申立書（診断書等添付）

*兄弟姉妹で入会申込みする場合は、上記②及び③の書類は、世帯ごとに1枚の提出でかまいません。

*弟妹が保育所等に入所しており、証明書等をすでに提出している場合は、父母の上記③の書類の提出は不要です。

*出産（産前産後2か月）による利用の場合は出産予定日を基準とします。実際の出産日による変更はありません。

例：7月20日出産予定の場合 → 5月・6月・7月・8月・9月の利用

*令和6年度中に65歳以上とされる方は、就労証明書等は不要です。

*証明書等書類の取得に時間がかかる場合は、一度ご相談ください。

*自営業の方は就労証明書と合わせて下記のいずれかの書類を提出してください。



自営業等中心者：①～④いずれかのコピー

自営業等協力者：①～⑤いずれかのコピー

- ① 確定申告書
- ② 開業届
- ③ 営業許可証
- ④ 売り上げや収支がわかる書類

- ① 確定申告書（中心者の屋号・氏名が確認できるページおよび専従者に関する事項が確認できるページ）
- ② 青色事業専従者給与に関する届出書・変更届
- ③ 協力者の源泉徴収票
- ④ 給与明細（代表者が証明するもの）
- ⑤ 自営業中心者の①～④いずれか

申込書は、各児童クラブ、本庁新館4階学校教育課に設置しています。

西条市ホームページからもダウンロードできます。



提出場所

入会希望の児童クラブ（月～土曜日の活動時間中）

市役所本庁新館4階学校教育課（月～金曜日の執務時間中）

提出期間

令和6年1月22日（月）～2月2日（金）の間に申込書を提出してください。

入会についての注意事項

*「入会申込書」の①通年利用の4月～3月は、長期休暇の利用も含まれます。利用しない月がある場合は休会届を提出してください。

*夏休み等長期休暇のみ利用の方は、「入会申込書」の入会希望期間の②長期休暇のみのところに✓をいれてください。✓をつけた月のみ利用となりますので、休会・再開届の提出は不要です。また、✓をつけた月を休会する場合は、休会届の提出が必要になります。

*児童クラブを利用できる時間は、就労証明書等で証明されている、保護者等が就労している日、就労している時間です。就労していない日、または時間に利用することはできません。

*就労証明書と実際の就労状況が変更となった場合は、速やかに新しい就労証明書を提出してください。

*年度途中でも定員の枠内で受付できる場合がありますので、入会が必要になった時にご相談ください。

*入会決定は先着順ではありませんが、利用者が定員を超える場合には、入会をお待ちいただく場合がありますのでご了承ください。

*入会申込書等を審査し、3月中に入会の可否について文書でお知らせします。電話でのお問い合わせについてはお断りしております。



児童クラブの概要

開設日

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの月曜日から土曜日

ただし、下記の日はお休みです。

- ①日曜日及び国民の祝日 ②年末・年始（12月29日～1月3日）
- ③お盆（8月13日～16日） ④地方祭（児童クラブによって異なります。）
- ⑤台風・集団風邪等の場合で、学校が臨時休校又は授業を打ち切った時 ⑥その他、市長が定める日

土曜日の開設について

西条地区 橘児童クラブは氷見児童クラブと合同実施

丹原地区 徳田児童クラブ・田野児童クラブは丹原児童クラブと合同実施

*利用状況によっては、他の児童クラブも合同実施になる可能性があります。

開設時間等

学校授業日：放課後から午後6時まで

学校休業日：午前7時30分から午後6時まで

（土曜日や夏休み等の長期休暇、学校行事等での振替休業日等学校休業日も開設します。）



■保護者負担金（徴収金）

納入方法

*原則として口座振替とさせていただきます。

*初めて入会される方は、入会決定後に配付する「西条市口座振替依頼書」にて、登録手続きをお願いします。

*教材費や間食等を別途ご負担いただく場合があります。

負担金額

	月額（8月以外）	月額（8月）
市民税課税世帯	3,000円	6,000円
市民税非課税世帯	1,500円	3,000円
2人目以降の児童（同月利用の場合のみ）	1,500円	3,000円
生活保護世帯	0円	0円

*入会している月に応じて（利用がなくても）保護者負担金をご負担いただきます。

*月の途中での入会や退会および休会・再開をされた場合、届出月分の利用料金をご負担いただきます。

日割りでの計算は致しません。

*入会継続中に利用しない月がある場合は、前月の25日までに休会届を提出してください。25日を過ぎて休会届を提出いただいた場合は、次の月の利用料金をご負担いただくようになります。

（例：5月1日より休会する場合 4月25日までに休会届を提出→5月分の利用料金はかかりません。

4月26日以降に休会届を提出→5月分の利用料金をご負担いただきます。）

*休会中に、再度児童クラブを利用したいときは再開届を提出してください。

*市民税の課税状況は、父母・扶養義務者の令和5年度市民税（令和4年收入分）を基準に判定します。

9月からは令和6年度市民税（令和5年收入分）を基準とします。

*世帯や課税状況等が変更になった場合はご連絡ください。

*令和5年1月1日時点（9月以降入会の場合は令和6年1月1日時点）で西条市に住所がない方等は、前住所地の市区町村で発行される非課税証明書等の提出が必要になる場合があります。

その他注意事項

*児童クラブは、安全確保のため児童クラブ教室までのお迎えが原則です。

活動終了時間は午後6時となっております。就労時間を長時間過ぎてからののお迎えや、児童の希望による遅い時間のお迎え等にご遠慮ください。勤務終了後にはお早めにお迎えをお願いします。

*学校休業日と給食がない日は昼食（弁当等）が必要になりますのでご用意をお願いします。

*求職活動を理由とした利用はできません。

*薬は原則お預かりすることができません。

*緊急連絡はマチコミメールでお知らせしています。学校とは別になりますので追加登録をお願いします。

詳細は入会決定時にお知らせします。

*感染防止については、学校の方針に準じて対応します。

*児童クラブ利用に関するルールに違反する場合は、退会をお願いすることがあります。

【問合せ先】

西条市教育委員会事務局 学校教育課 地域学校協働係 0897-52-1640



開設場所・定員

	クラブ名	設置場所	定員	電話番号
西条	西条児童クラブ	西条小学校	80	0897-55-0628
	神拝児童クラブ	神拝小学校	80	0897-56-3156
	大町児童クラブ	大町小学校	100	0897-53-8990
	玉津児童クラブ	玉津小学校	100	0897-53-3007 (A) 0897-53-3714 (B)
	飯岡児童クラブ	飯岡小学校	40	0897-53-1813
	神戸児童クラブ	神戸小学校	40	0897-56-2786
	橘児童クラブ	橘小学校	20	0897-57-9678
	禎瑞児童クラブ	禎瑞小学校	25	0897-57-9277
	氷見児童クラブ	氷見小学校	40	0897-57-6062
	東予	周布児童クラブ	周布小学校	40
吉井児童クラブ		吉井小学校	40	0898-64-3211
多賀児童クラブ		多賀小学校	50	0898-64-2550
壬生川児童クラブ		壬生川小学校	55	0898-64-2881
国安児童クラブ		国安小学校	50	0898-66-5188
吉岡児童クラブ		東予西児童館	40	0898-66-5308
三芳児童クラブ		東予北地域交流センター	50	0898-66-0223
楠河児童クラブ		楠河小学校	50	0898-66-5110
庄内児童クラブ		旧庄内幼稚園	35	0898-66-2736
丹原		丹原児童クラブ	丹原小学校	75
	中川児童クラブ	中川小学校	90	0898-75-3370
	田野児童クラブ	田野公民館	25	0898-68-5130
	徳田児童クラブ	徳田公民館	65	0898-68-7911
	田滝児童クラブ	田滝小学校	20	0898-68-8980
小松	小松児童クラブ	小松小学校	50	0898-72-3990
	石根児童クラブ	石根公民館	35	0898-72-3625

*小松児童クラブは、小学校耐震工事の期間中、小松サービスセンターで実施します。

